同窓会会則

（平成 28 年 6 月 25 日制定）

第１章　総則

（会の名称）

第１条

本会は亀田医療大学同窓会と称する。

（本部）

第２条

事務局を鴨川市横渚 462 番地亀田医療大学内に置く。

（目的）

第３条

本会は、会員相互の親交を深めると共に、母校の充実発展に寄与することを目的とする。

（事業）

第４条

１．本会の前条の目的を達成するため次の事業を行う。

（１）会報及び会員名簿の作成

（２）会員相互の親睦を図るための事業

（３）母校発展のための後援事業

（４）その他必要となる事業

第２章　会員

（会員）

第５条

１．正会員　亀田医療大学を卒業した者及び亀田医療大学大学院を修了した者

２．準会員　亀田医療大学及び亀田医療大学大学院に入学した者、但し亀田医療大学を卒業した大学院生は正会員とする。

３．特別会員　亀田医療大学及び大学院の教員、ならびに本学名誉教授、但し名誉教授を除く特別会員は、本学に在籍する期間のみとする。

４．正会員または特別会員となる者（ただし、名誉教授は除く）は、会費を納入しなければならない。

５．正会員の会費は終身会費 10,000 円とする。

６．正会員の会費の納入時期は卒業年度後期とする。ただし、平成 25 年度までに入学した学生の納入時期は、別途定める。
７．特別会員の会費は 5,000 円とし、入職した際に納入する。ただし、名誉教授からは会費は徴収しない。
８．正会員は、氏名・住所・勤務先・電話番号・メールアドレス等を本会に届け出なければならない。また変更があった場合は、速やかに報告しなければならない。
９．一旦納入した会費は理由を問わず返還しない。

第３章　役員
（役員）
第６条
１．本会に次の役員を置く。
（１）会長　会務を総括し会を代表する。
（２）副会長　２名、会長を補佐し会長に事故があるときは、職務を代行する。
（３）書記　２名、会の書記を担当する。
（４）会計　２名、会の会計を担当する。
（５）監査　２名、会の事業および会計を監査する。
２．役員の選出は、原則会員から選出するが、副会長、書記、会計、監査のうち各１名は特別会員から選出できるものとする。
３．役員の選出は、会員の中から選任しその任期を２年とし、２年目の総会終了までとする。
４．役員は再任することができる。
５．欠員が生じた場合、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。
６．任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の役員が選任されるまでは、なお、役員としての権利義務を有する。

（顧問）
第７条
１．本会に顧問若干名を置く。
２．顧問は会の運営について助言する。
３．前項に定めるものの他必要に応じ役員会において推挙した者を顧問にすることができる。

第４章　会議
（会議）
第８条

本会の会議は次の通りとする。
１．総会
２．役員会

（総会）
第９条
１．総会は正会員、特別会員を以て構成する。
２．総会は原則毎年度１回開催する。
３．総会は次の事項を討議する。
（１）役員の選出
（２）事業計画及び事業報告
（３）予算及び決算
（４）会則の改定
（５）その他重要と認められる事項

（役員会）
第 10 条
１．役員会は、会長、副会長、書記、会計、監査をもって構成し、会長の招集により開く。
２．役員会は、会の運営について協議する。

（会議の招集、定足数、議事）
第 11 条
１．本会の会議は、全て会長が招集する。
２．本会の会議は、出席者の過半数によって決し、可否同数の場合は議長が決定する。
３．本会の議長は、会長がこれに当たる。

第５章　会計
（会計）
第 12 条
１．本会の経費は、会費、寄付金及び雑収入等をもって充てる。
２．本会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月 31 日に終わる。

（会計監査）
第 13 条
本会の会計監査は、毎年度決算後速やかに行い、その結果を役員会及び総会において報

告するものとする。

第６章　補足

（会則の改正）

第 14 条

本会則の改正には、役員会において出席者の３分の２以上の賛成を得て議決し、総会において承認されたとき成立する。

第 15 条

本会則施行のため必要な内規は役員会において定める。

（附則）

この会則は、平成 28 年６月 25 日から施行する。

その他必要な事項は、役員会の議決により定める。

（附則）

この会則は、平成 29 年 10 月 28 日から施行する。

（附則）

この会則は、平成 30 年 10 月 27 日から施行する。

（附則）

この会則は、令和 8 年 10 月 24 日から施行する。